

回 覧

住宅リフォーム費用の一部を補助します

住宅投資の波及効果による町内経済の活性化および既存住宅の居住環境の向上を図るため、住宅のリフォームを行う方へ補助いたします。

○対象となる住宅

- ・自己、配偶者、その親(対象者の配偶者の親を含む)またはその子が所有する住宅で次のいずれかの住宅
 1. 一戸建て住宅(併用住宅の場合、居住の用に供する部分に限る)
 2. マンション棟の共同住宅(区分所有者が存する建物であって、専有部分が人の居住に供されるもの)
- ・建築されてから10年以上経過した町内にある住宅等。

○対象者

- ・町内に住所を有するものであること。
- ・住宅の所有者または相続人等で、町税の滞納がない人。
- ・住宅1戸及び申請者1人につき1回です。

○補助の条件

- ・リフォームに要する費用(税込み)のうち、対象となる費用が50万円以上であること。
- ・町内業者へ発注すること。
- ・令和9年3月31日(水)までに工事完了実績報告書の提出ができること。

○補助金の額

- ・補助対象費用の10分の1以内で上限20万円。
- ・中学生以下の子供がいる世帯については、補助対象費用の4分の1以内で上限50万円。

○募集期間及び件数

- ・令和8年4月10日(金)から令和9年2月26日(金)まで
- ・一般世帯向け20件、子育て世帯向け2件(先着順)

○申請に係る書類

- ・鬼北町役場建設課都市計画・管理係もしくは鬼北町ホームページ内

